

市民社会論と立憲主義

中野, 勝郎 / NAKANO, Katsuro

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費補助金研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

4

(発行年 / Year)

2011-05

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 23 年 5 月 24 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008 ～ 2010

課題番号：20330028

研究課題名（和文） 市民社会論と立憲主義

研究課題名（英文） Civil Society and Constitutionalism

研究代表者

中野 勝郎（NAKONO KATSURO）

法政大学・法学部・教授

研究者番号：70212090

研究成果の概要（和文）：本研究では、インターナショナル・ミニマムを世界共通課題としてとらえ、普遍的な立場からこれを国際レベルの政治機構を通じて組織・制御することの妥当性を問うた。またナショナル・ミニマムを国レベルの政府によって組織・制御する具体的な制度が問われ、分節的な構成による組織・制御が展望される一方で、私たちが有する社会・政府観の再検討が提起された。全体として、国際レベルから地域レベルへといたる多元・重層的な政治を構想することができたのではないかと考える。

研究成果の概要（英文）：In this study, we questioned the validity, to organize and control the international minimum that are considered as a global common task, from a universal standpoint, through a political institution at an international level. We also asked the concrete institution to organize and control the national minimum by a national government, and surveyed an organization and control by a articulated construction. On the other hand, the necessity to reconsider our views about the society and government were brought up. As a whole, we think we were able to envisage a pluralistic and multilayered politics from the international level to the local level.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	2,400,000	720,000	3,120,000
2009年度	2,400,000	720,000	3,120,000
2010年度	2,100,000	630,000	2,730,000
年度			
年度			
総計	6,900,000	2,070,000	8,970,000

研究分野：政治学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：政治理論、市民社会、立憲主義、国家

1. 研究開始当初の背景

市民社会（civil society）概念は、18世紀のスコットランド啓蒙思想等において、国家とは区別される独立の領域として想定されるようになった。その後、ヘーゲルもまた、この領域を国家とは異なる、しかし市場に完全に還元することはできないアソシエーシ

ョンのな領域を含むものとして定式化した。ヘーゲルの議論を継承したマルクス主義においては、将来における共産主義社会の成立が前提とされる中、市民社会はもっぱら資本主義段階での「ブルジョワ社会」すなわち市場的な人間関係を指す言葉に転換された。1980年代以降、東欧の「社会主義」国家では、きわめて統制的な国家の現実に対して、

それに代わる新しい秩序を模索する試みとして、新たな市民社会論が盛んとなり、その後の民主化にも寄与した。そこには戦後日本において、マルクス主義内部から生じた市民社会論と通底するものも存在していた。マルクス主義の通説に抗しつつ、マルクス自身の中に可能性を追求しようとする議論である。

こうした市民社会論は、その後、西欧・北米にも導入され、1990年代以降、政治理論の領域で影響力を強めた。高度に産業化された地域において、市場における経済的な交換関係が全面化し、社会的な紐帯そのものが失われつつあるという危機感が共有されたことがその背景にある。すなわち、市民社会は、一方で市場的なものに対抗し、他方では官僚制を軸とする国家的なガバナンスとも異なる第三の領域として、希求されることになったのである。しかしながら、国家と市民社会をもっぱら対立的に考えることが、今日、どこまで維持可能かについてはさまざまな考え方がありうる。たとえば、福祉国家（ないし福祉社会）の実現にあたっては、いわゆる市民社会的なセクター(NGO,NPO などの)活動が必要であるが、同時に強制的な再配分システムとしての国家の役割も大きく、両者をどこまで切り離すことができるのか。また、市場がその役割を増す中で、利潤に還元できない公共性を担う点で、国家と市民社会が連携する側面も指摘されうる。

他方、立憲主義 (constitutionalism) 概念は、萌芽的には中世にまで求められることがある。キリスト教会の中の頂点に位置する教皇の決定はどこまで及ぶのか、という問題に対して、一定の制限を必要とするとした議論から生まれたとするものである。その制限は教会の構成 (constitution) から自ずと存在するはずのものとされた。公会議主義と呼ばれるこうした思考が中世末期において存在したことに注目して、近代立憲主義の萌芽的形態であるとする議論が存在する。むろん、これが近代立憲主義にそのまま導入されたかどうかについては論争的だが、近代国家における君主と議会の関係は教会における教皇と公会議の関係とパラレルなものでもあった。中世の教会の権威が後退し、それに代わる新たな秩序の担い手が必要となると、イギリスのエドワード・クック以降の法学者たちが形成した、国制 (constitution) による君主の権限の制約と、臣民の権利の保障の理論が近代立憲主義の先駆的思考形態となる。

またホッブズの主権論からその社会契約論的構成を受け継いだロックにおいて主権は、市民社会における個人々の自然権を保護するために形成されたものであり、その成立原理からして一定の制限を有する。このようなロックの議論は、フランスの啓蒙主義者たちの間にも広まり、定着して行った。こうし

たロックの理論は 18 世紀後半に連続しておきたアメリカ独立、フランス革命に影響を与え、明文憲法を成立させる。それらの明文憲法は自然権として認識された自由権的人権を国家の権力から保護することを目的とするものであり、その成立は近代立憲主義の確立を意味した。このように立憲主義は、一般的には、国家権力を制限するための手だてを憲法制度に求めるものであると考えられてきた。しかしながら、市民社会論との関係について述べたように、今日、国家をもっぱら制限されるべき対象と見なすことには、一定の限界があるとも考えられる。とりわけ市場との対抗関係を意識すれば、現代的な社会権的人権を保障するために国家に積極的な意義を見出す可能性がある。

2. 研究の目的

以上の背景をふまえて、これまでいずれも国家との対立を強調してきた市民社会論と立憲主義論とを比較しつつ、両者と国家との関係を再構成するというのが本研究の目的である。本研究では、大きく次の3点を解明した。第一は、グローバルレベルにおける市民社会論と立憲主義の射程であり、第二は、ナショナルレベルにおける市民社会論と立憲主義の限界である。第三は、ローカルレベルにおける市民社会論と立憲主義の可能性である。

第一のテーマは、ある特定の国家ないし社会の一体性を前提とする市民社会論・立憲主義が、現在のグローバル的な状況の中でどこまで維持できるか、という点にかかわる。閉ざされた単位において発展した市民社会論・立憲主義が、それより大きな単位との関係で相対化される過程を検討する。第二のテーマは、いわゆる先進諸国は立憲的に構成され、その市民社会は市民的自立性が担保されているにもかかわらず、その内部に所得などの新たな分断線が引かれている現状を、どう考えるかという問題意識に基づく。国家と市民社会という二分法に依拠した、これまでの市民社会論と立憲主義論が、この新たな分断に対してもっている有意性と限界を客観的な視点から解明する。その際、そうした対立的な見方を必ずしもとらない共和主義（とりわけ連邦制を採用するアメリカの共和主義）と国家学（とりわけ団体概念を採用するドイツの国家学）の議論を参照することは、先述した第一のテーマとの関係からも有意義である。第三のテーマのもとでの研究は、国家（政府）と社会との関係を、ローカルな次元も視野に入れた重層的な構造の中で捉え直すことで、この関係についてのより成熟した見方を得ることを目的とする。具体的には、

市民の生活権を日常的に実現して行くうえで不可欠になっている市民社会と身近な行政の連携を、地域の観点から検討する。

3. 研究の方法

本研究では大きく、Ⅰ. グローバルレベルにおける市民社会・立憲主義の射程、Ⅱ. ナショナルレベルにおける市民社会・立憲主義の限界、Ⅲ. ローカルレベルにおける市民社会・立憲主義の可能性の3点について、立憲主義、市民社会と国家の関係を再構成する視点から分析を進めた。具体的には、①主権国家を前提とする立憲主義とグローバル化との関係についての歴史的・理論的分析、②国家学についての徹底的な再検討と、現代における国家学の構想、③セキュリティ意識の高まりと、権力のコントロールについての分析、④共和主義論・市民社会論の系譜と交錯についての分析、⑤日米欧におけるローカルレベルの現状を踏まえた、市民社会論における国家の再検討などを行った。

4. 研究成果

本研究では、国家と市民社会、そして国家と憲法との関係のあり方を政治学の新たな知見を踏まえつつ総合的に研究した。上述したように、これまでの市民社会論・立憲主義は、ナショナルなレベルでの国家（政府）とこれに対峙する自律した社会という図式のもと両者の対立、制限に焦点をあてる見方が支配的であったが、この見方は、市場のグローバル化や、ローカルレベルで政府が市民社会と連携することの必要性の高まりという趨勢のなかで見直しを迫られている。したがって市民社会論・立憲主義を、ナショナルなレベルに収斂させるのではなくグローバルレベル、ローカルレベルの重層的な構造のなかに位置づけ直して論じた。このことよって市民社会論・立憲主義に、グローバル化およびローカル化が要請する課題に対して対応力をもちうる視野を与えた。

また、現在の政治課題に対する政策提言の基礎づけを試みた。たとえば、目下の課題として市場の競争と福祉の問題が挙げられる。市場の競争によって福利が増進するという立場と、逆に市場の競争を通じてでは確保できないような福利を重視する立場が存在する。前者は市民の経済的自由権を重視して国家の介入を抑制する立場につながるが、後者は、社会権の人権を重視して、国家による自由を想定する。こうした自由権と社会権のバランスをどうとるか、あるいは社会権が認められるのはどこまでかについて、明確な基準

が構成されているとはいえない。さらに、市場を通じてでは供給できないような福利を、社会権に依拠することで国家が供給すべきなのか、それは質や量において十分な期待ができないために（NPO や NGO といった）市民社会の中のアクターたちによる供給を要請すべきなのかについても一貫した方針の一致をみているわけではない。こうした問題は、国家と憲法、国家と市民社会の関係の結節点にあり、争点整理が要請されている分野でもある。国家・憲法・市民社会の関係における争点の体系的な整理は未だなされておらず、上記分野における政策は、必ずしもこうした争点整理を経たうえで行われてきていない。ゆえに本研究では、国家と憲法、国家と市民社会の関係を相互的に考察し、再構成することを通じて、市場の競争を前提としつつも社会的連帯や社会権の人権に配慮しうる政策提言の理論的基盤を提示することを試みた。

すなわち市場のグローバル化にたいしては、インターナショナル・ミニマムを設定し、これを国際レベルの政治制度を通じて組織・制御する。またナショナル・ミニマムを設定し、この課題領域を国レベルの政府がになう。さらにローカルレベルを重視する分節的構成を展望し、全体として、国際レベルから地域レベルへといたる多元・重層的な政治を構想することである。

以上の研究成果は、本研究を遂行するにあたって拠点とした法政大学現代法研究所の叢書の一つとして 2011 年度中に図書として公刊する予定である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 9 件）

- ① 杉田敦、国境と人権、人権論の再定位、人権の再問、査読無、1 巻、2011、139—157
- ② 山崎望、世界秩序の構造変動と来るべき民主主義（4・完）、駒澤法学、査読無、10 巻 2 号、2010、67—140
- ③ 山崎望、世界秩序の構造変動と来るべき民主主義（3）、駒澤法学、査読無、10 巻 1 号、2010、42—66
- ④ 杉田敦、道徳的非難の政治を超えて——「ネオリベ」排除は自明か?、世界、査読無、788 号、2009、187—193
- ⑤ 杉田敦、敵対性はどこにあるのか——ジャンタル・ムフ『政治的なものについて』をめぐって、情況、査読無、通号 81、2009、188—193
- ⑥ 山崎望、世界秩序の構造変動と来るべき

- 民主主義（2）、駒澤法学、査読無、9巻2号、2009、204-220
- ⑦ 山崎望、世界秩序の構造変動と来るべき民主主義（1）、駒澤法学、査読無、9巻1号、2009、113-154
- ⑧ 杉田敦、ネーションの再生産をめぐって、学術の動向、査読無、通号 145、2008、43-45
- ⑨ 杉田敦、法と暴力——境界画定／非正規性をめぐって、年報政治学、査読無、2008-II、2008、166-181

〔学会発表〕（計 3件）

- ① 山崎望、ポストリベラル／ナショナルな福祉とシティズンシップの模索、政治思想学会、2010年5月22日、東京大学
- ② 杉田敦、グローバルな連帯と生権力——社会＝国民＝国家の後に、日本社会学会、2008年11月24日、東北大学
- ③ 杉田敦、デモクラシーの危機：その現状と課題、日本政治学会、2008年10月4日、関西学院大学

〔図書〕（計 8件）

- ① 杉田敦（編）、平凡社、丸山眞男セレクション、2010、478
- ② 川崎修、岩波書店、「政治的なるもの」の行方、2010、242
- ③ 川崎修、岩波書店、ハンナ・アレントの政治理論アレント論集Ⅱ、2010、334
- ④ 川崎修、岩波書店、ハンナ・アレントの政治理論アレント論集Ⅰ、2010、308
- ⑤ 山口二郎編、岩波書店、民主党政権は何をなすべきか、（杉田敦担当部分「二大政党制は定着するのか」、155-169）2010、182
- ⑥ 齋藤純一編、岩波書店、自由への問・社会統合、（杉田敦担当部分「社会統合の境界線」、182-204）2009、212
- ⑦ 杉田敦、岩波書店、政治への想像力、2009、258
- ⑧ 井上達夫責任編集、岩波書店、岩波講座哲学 10 社会／公共性の哲学、（杉田敦担当部分Ⅰ-1「社会は存在するか」、17-31）2009、260

〔その他〕

ホームページ等

http://www.hosei-web.jp/gendai_hou/index.html

6. 研究組織

(1) 研究代表者
中野 勝郎 (NAKANO KATSURO)
法政大学・法学部・教授
研究者番号：70212090

(2) 研究分担者
杉田 敦 (SUGITA ATSUSI)
法政大学・法学部・教授
研究者番号：30154470

細井 保 (HOSOI TAMOTSU)
法政大学・法学部・教授
研究者番号：40440094

名和田 是彦 (NAWATA YOSIHIKO)
法政大学・法学部・教授
研究者番号：30164510

川崎 修 (KAWASAKI OSAMU)
立教大学・法学部・教授
研究者番号：80143353

山崎 望 (YAMAZAKI NOZOMU)
駒澤大学・法学部・講師
研究者番号：90459016